

# 東京電力原発事故による 「本県産農畜産物」への 影響と課題

宮城県農業協同組合中央会

平成27年1月



## <これまでの経緯>

原発事故  
発生

H23年5月

一部地域の牧草から  
暫定許容量を超える  
セシウムを確認

H23年7月

肉牛の出荷制限  
の指示

H23年8月

一部制限の解除

H24年1月

原木シイタケの  
出荷自粛等

H24年4月

<食品衛生法の改正>

### 新たな基準値の施行

- ・ たけのこや山菜の出荷自粛
- ・ 「24年産牧草」の利用自粛

放射能汚染による被害は拡大

出荷制限・利用自粛の順守  
風評被害など、農業経営や農家生活への影響は甚大。



# 1. 原発事故による本県産農畜産物への影響

## 農畜産物の出荷制限

(H26.9.24現在)

| 品目               | 出荷制限指示<br>(国)     | 出荷自粛要請<br>(県) | 対象市町村等                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------|-------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 米(平成25年産)        | 平成25年3月 19日       |               | H25/3/19(栗原市(旧沢辺村の区域に限る。県が定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限から除く。))                                                                                                                                                                                                              |
| 牛                | 平成23年7月 28日       |               | 県内全域(H23.8出荷制限一部解除。現在は全頭検査を実施した上で出荷)                                                                                                                                                                                                                                 |
| 原木ムキタケ           |                   | 平成23年11月 16日  | H23/11/16(栗原市)                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 原木しいたけ<br>(施設栽培) |                   | 平成25年12月 18日  | H25/12/18(大衡村)                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 原木しいたけ<br>(露地栽培) | 平成24年1月 16日<br>～  |               | H24/1/16(白石市・角田市) H24/3/8(丸森町) H24/3/15(蔵王町) H24/4/5(村田町) H24/4/11(気仙沼市、南三陸町) H24/4/12(栗原市) H24/4/19(石巻市) H24/4/20(大崎市) H24/4/25(登米市(県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除く。))、東松島市) H24/4/27(仙台市、名取市、加美町) H24/5/7(川崎町、大和町、富谷町) H24/5/9(色麻町) H24/5/10(七ヶ宿町) H24/5/18(大衡村) |
| くさそてつ<br>(こごみ)   | 平成24年4月 27日<br>～  |               | H24/4/27(大崎市、栗原市) H24/5/2(加美町) H24/5/9(気仙沼市)                                                                                                                                                                                                                         |
| たけのこ             | 平成24年5月 1日～       |               | H24/5/1(白石市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)) H24/6/29(栗原市)                                                                                                                                                                                                                          |
| こしあぶら            | 平成24年5月 7日～       |               | H24/5/7(登米市、栗原市) H24/5/9(大崎市、南三陸町) H24/5/11(気仙沼市、七ヶ宿町) H24/5/7(大和町)                                                                                                                                                                                                  |
| たらのめ<br>(野生)     | 平成26年4月25日<br>～   |               | H26/4/25(気仙沼市、栗原市、大崎市)                                                                                                                                                                                                                                               |
| ぜんまい             | 平成24年5月 11日<br>～  |               | H24/5/11(気仙沼市、丸森町) H24/5/17(大崎市)                                                                                                                                                                                                                                     |
| 野生きのこ            | 平成24年10月 18日<br>～ |               | H24/10/18(栗原市・大崎市) H26/9/24(仙台市)                                                                                                                                                                                                                                     |
| 原木なめこ            |                   | 平成24年11月 2日   | H24/11/2(気仙沼市)                                                                                                                                                                                                                                                       |
| わらび(野生)          |                   | 平成25年5月 22日   | H25/5/22(大崎市)                                                                                                                                                                                                                                                        |



## 2. 風評被害払拭に向けた取り組み状況

### ●風評被害対策

＊ 宮城の農産物は本当に大丈夫なのかという疑問にどう答えるか

#### 今も風評被害の懸念は続いている

～風評被害を払拭し消費者の理解を得るための国等による継続的な広報PR活動を展開

#### 本当に安全なのかという疑問

～原発事故の収束がいまだみられておらず、事故処理に関する不備、新たな問題等が報道されるたび、本当に安全なのかという疑問がおこり、風評被害の懸念は払拭されない

#### 安心して営農生産活動ができるように

～行政等からの継続的な支援

～放射能汚染から農業と地域を再生するため、官民あげた取り組みを継続



## ●生産販売対策

(安全・安心対策の取り組み徹底)

①水田、大豆畑への塩化カリ散布による放射性物質の  
吸収抑制対策

②利用自粛牧草地のロータリー耕、プラウ耕施工  
による農地の除染

生産対策への国・県等からの財政的、技術的支援が必要



## ①水田、大豆畑への塩化カリ散布による放射性物質の吸収抑制対策

平成26年産米の放射性物質検査について(宮城県 通知文から抜粋)

平成26年7月29日  
宮城県農林水産部農産園芸環境課

### 1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、県産米の安全性の確認と消費者・実需者への的確な情報提供を行うため、県全域を対象とした米の放射性物質検査を実施し、基準値(100Bq/kg)を超過する米の流通を防止する。

### 2 国の基本的な考え方

26年産米の放射性物質検査については、「26年産米の作付等に関する方針」(農林水産省平成25年12月24日)に基づき、25年産米の検査結果等を踏まえ、引き続き、必要に応じ、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部平成26年3月20日改正)の一般ルールよりも綿密な検査を実施する。

### 3 県の検査方針及び概要

上記2を踏まえた検査とするが、県における放射性物質検査においては、昭和25年当時の旧市町村を単位として実施するものとし、「国の基本的な考え方」よりも綿密な検査として実施する。

#### (1)検査の区分

検査を実施する対象区域(旧市町村)ごとに、全検体の検査結果が判明し、安全性が確認されるまでは出荷を自粛するよう要請した上で、以下の区分により検査を実施する。

#### (2)(3) 略

#### (4)検体の採取

検体の採取(サンプリング)にあたっては、基準値を超える米を的確に把握するため、地域の中でも米に含まれる放射性セシウム濃度が高いと考えられる地点から検体を採取することとする。

#### (5)検査結果についての対応

- ・放射性セシウムの基準値(100Bq/kg)を超過する米が1点でも検出された場合には、栽培管理の状況や周辺ほ場で生産された米の放射性セシウム濃度等について詳細な調査を行う。その結果、地域的な汚染の広がりのある可能性が確認された場合には、原子力災害対策特別措置法に基づき当該旧市町村で生産される米に対して出荷制限が指示される。
- ・一般検査において、50Bq/kg超100Bq/kg以下の放射性セシウムが検出された場合には、検査密度を引き上げ、全戸検査を実施するものとする。
- ・旧市町村の全検体で放射性セシウムが基準値(100Bq/kg)以下であった場合には、当該旧市町村における出荷自粛を解除する。

農水省・福島県・（独）農業食品産業技術総合研究機構・（独）農業環境技術研究所「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について（概要第2版）」から抜粋

## 総括

○ 25年産の米の全袋調査の結果によると、基準値超過は約1,093万点中わずか28点（平成26年3月3日現在）と非常に限定的であり、カリ施肥をはじめとした吸収抑制対策の効果が改めて確認された。

○ これまでの調査研究の結果、高濃度の放射性セシウムを含む米に関して、

① 土壌から玄米への移行については、土壌中の放射性セシウム濃度だけでなく、土壌中の交換性カリ含量や土壌のセシウム固定力が重要であること

② 対策としてはカリ施肥が重要となるが、放射性セシウムの吸収抑制の観点からは生育初期の交換性カリ含量を確保することが重要であり、速効性の塩化カリを基肥中心に施用することが基本となること、また、カリ施肥による吸収抑制対策を行っても玄米の食味等には影響がないこと

③ 稲わらの還元は土壌中の交換性カリ含量を高め、玄米中の放射性セシウム濃度を低減する効果があること

④ 流入水から玄米への移行については、ため池や水路等の水質調査の結果と併せて考えると、影響は限定的と考えられる。また、土壌中の交換性カリ含量は水からの移行の抑制にも効果があることから、流入水からの影響を抑制する観点からも土壌中の交換性カリ含量の確保は重要であること

⑤ 汚染した籾すり機等の利用による交差汚染も見られており、事故後初めて使用する際には乾燥・調製等の機械の清掃なども重要であること

などが明らかになっている。

○ 以上を踏まえ、26年作についても、引き続き、農業現場の協力を得て、カリ施肥を中心とした吸収抑制対策の徹底を図ることとしたい。

○ なお、25年産米の基準値超過は特定の地域に限定されており、地域特有の要素が影響しているものと推察され、これまでの調査の結果、土壌が基準値超過の要因の一つと考えられたが、土壌だけでは基準値超過の発生要因を十分説明できないことから、引き続き調査を進めることとしている。

## 平成26年産米生産に係る放射性物質濃度低減のための取組方針（抜粋）

平成26年5月  
ＪＡグループ宮城「食料安全・安心推進委員会」  
ＪＡ宮城中央会・ＪＡ全農みやぎ

### 4. 取り組みの具体策

具体的には、県の土壌調査結果や25年産米の放射性物質濃度の検査結果等をもとに、地域に応じた吸収抑制対策（カリ肥料の施用等）の実施と検査体制の強化を図っていくこととします。

#### （1）生産技術対策について

生産技術対策については、「宮城米＝安全・安心＝環境保全米」に必要な土づくりを基本に、宮城県が設定した「平成26年産米の放射性物質吸収抑制対策について」に基づくものとし、「ア.土づくり イ.深耕 ウ.基肥・追肥（カリ肥料の施用） エ.水管理 オ.乾燥・調製等の汚染防止等」の徹底を図るものとします。

#### （2）対策の実施について

放射性物質吸収抑制対策については、県が実施した土壌調査の結果や25年産米の放射性物質濃度の検査結果等を踏まえ実施するものとします。

また、カリ肥料については圃場への稲わら等の還元状況を勘案のうえ、県が示した「土壌中のカリと基肥をあわせてカリ成分25kg/10aとなるように施用」することを目標にして、市町村・関係機関及びＪＡ等が連携して地域に応じた吸収抑制対策を確実に実施することとします。

#### （3）資材調達等について

取り組みに要する資材・機械等については、可能な限り、国の東日本大震災生産対策交付金等の国庫助成や県・市町村による助成措置等を活用するものとします。

また、必要に応じて「東京電力」への損害賠償請求による経費補てん対応についても取り組みを進めます。

#### （4）普及推進及び実践体制の整備について

「風評被害」防止の観点からも、県内全域・全出荷米について「不検出」を基本とすることから、販売農家はもとより、すべての生産者の主体的な「安全・安心」意識のもとに取り組みを推進することを基本に据えます。

そのため、県が示した抑制対策（「ア.土づくり イ.深耕 ウ.基肥・追肥（カリ肥料の施用） エ.水管理 オ.乾燥・調製等の汚染防止等」）の徹底に努め、県及び市町村・関係機関との連携により、現場における普及推進・実践体制の整備を図るものとします。

## ②利用自肅牧草地のロータリー耕、プラウ耕施工による除染

宮城県「牧草地の除染に関する生産者説明会資料」から抜粋

### 1. 宮城県牧草地除染の取り組み方針

#### (2) 草の利用自肅を要請した根拠

平成24年2月に、牛用飼料の暫定許容値が100ベクレル（従来の1/3、繁殖牛は1/30）に引き下げられました。これを受け、平成23年産の保管牧草を検査したところ、暫定許容値を超える牧草が多数確認されました。このため、平成24年3月2日に、県内のほぼ全域を対象として牧草の利用自肅を要請しました。

#### (3) 除染の推進体制

農協等生産者団体、公益法人である社団法人宮城県農業公社、市町村と連携協力体制を構築し、生産者の協力を得て除染を進めます。

#### (6) 除染方法

国県等の試験研究機関で試験され効果が確認公表されている方法によるものとし、具体的には反転耕（プラウ耕）または耕起（ロータリー耕）のいずれかの方法とします。

### 2. 除染が必要な理由

#### (2) 除染が必要な理由

○放射性セシウムは草地土壌の表層に多く存在します。牧草が汚染される原因は、牧草が土壌表層（リター・ルートマット）の放射性セシウムを根から吸収したり、収穫作業（反転・集草）時に土壌表層の放射性セシウムが収穫牧草に混入するため。土壌表層にある放射性セシウムを除染により低減・除去しない限り、牧草が汚染されるリスクが継続します。

### 3. 除染の方法

#### (1) 除染作業とその効果

##### ①反転耕（プラウ耕）

プラウを使った反転耕起は、表層に集積している放射性セシウムを下層に埋設し、汚染されていない下層土を表層に反転することで、牧草の放射性セシウムの吸収を抑制します。

##### ②耕起（ロータリー耕）

ロータリーを使った耕起は作土層の土壌を攪拌し、表層に沈着した放射性セシウムを拡散・希釈することにより、濃度を薄めるとともに土壌に吸着させ、牧草への吸収を抑制します。



## ● P R 等広報対策

- ・ **宮城県産農畜産物の P R ・ リスクコミュニケーション**
  - ～農産物フェア等に積極的に企画または参加
  - “ 食べてもらう、買ってもらう ”
  - ～農業県として知事のトップセールスも重要
- ・ **安全審査・検査の徹底**
  - ～国・行政等関係機関による放射能に対する正確な情報の提供
  - ～農林水産物検査結果の公表の継続（H P、新聞等）
  - ～25年産米の検査対象 31,000点以上

